主 文 本件控訴を棄却する。 当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人斉藤鳩彦、同市来八郎、同村野守義、同船尾徹が連名で提出した控訴趣意書、同弁護人ら及び弁護人堀敏明が連名で提出した同補充書その一ないし三に、これに対する答弁は、東京高等検察庁検察官検事中野林之助が提出した答弁書にそれぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。

第一 控訴趣意中、原判決は、弁護人の公職選挙法(以下公選法という)一三八条、二三九条三号の戸別訪問禁止・処罰規定が憲法に違反する旨の多岐にわたる主張について重要な論点を脱漏するなど著しく不十分かつ不正確な要約摘示をし、かつ、これに対しても的確な応答判断をしないで弁護人の主張を排斥したものであるから原判決には審理不尽、理由不備の違法があるとの主張(控訴趣意書第一、同補充書その三)について

所論にかんがみ検討すると、もともと所論の違憲の主張は刑訴法三三五条二項に定める法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免の理由とならないでもないて必要的に判断を示さなければならない事項には該らながあると、原判決が弁護人の右主張を契約して原知のであるがあるとするであるいるとして原知のであるは、原判所は必要的では、の職権判断に際は重要な言葉にのいてといるであるでは、の職権判断に際は、原判決のであるでは、の職権判断に際は、原判決のであるでは、では、のでの観点が公選法で、のでは、一三八条では、一三八条では、のに、では、のでのであるが公選法で、のと認められ、を言となるでは、ののであるから、所論は到底容れることができない。論旨は理由がない。論言は理由がない。

るのであるから、所論は到底容れることができない。論旨は理由がない。 第二 控訴趣意中、本件公訴提起の手続は、警察当局による民主的医療団体等に対する不当な弾圧を目的とし、被告人に対してなされた違法な捜査や取調に基づき、公訴権を濫用してなされた違法なものであるから原審裁判所は本件公訴を棄却すべきであつたのに不法にこれを受理したものであり、また原審裁判所が弁護人の公訴棄却の申立を排斥した理由について説示するところには理由不備の違法があり、さらに前記主張を立証するため弁護人がした証人申請を却下した原審裁判所の訴訟手続には審理不尽の違法がある旨の主張(控訴趣意書第二、同補充書その二)について

そこで検討すると、公訴提起についての検察官の独占的権能と起訴猶予に関する 多年の運用の結果による裁量の基準とにかんがみ、客観的に犯罪の嫌疑のない、又は明らかに起訴の裁量を逸脱したことさらな公訴提起に対しては公訴権の濫用として公訴棄却が考慮される場合があるとしても、犯罪の嫌疑が十分でこれに対する捜 査手続に違法があつた場合の公訴提起については、その違法は刑訴法二四八条にい う犯罪後の情況等犯罪の情状として、右の起訴の裁量の逸脱の一類型に当るとされ るに過ぎず、原則として個々の違法な手続の効力の問題に止まるものと解せられる ところ、原審公判調書中証人Aの供述記載を含む関係証拠によれば、原判決が「公 訴権濫用の主張について」の項において説示するとおり、本件が捜査機関に発覚したのは被告人及び氏名不詳の女性二名が本件当日当時大森警察署長であつたA方を 訪問し同人妻Bに対しその二週間後に施行の衆議院議員選挙に際し東京都第二区か ら立候補したCに対し投票方を依頼したことによるもので、捜査の端緒がこのよう な偶然の事情によることのほか、本件起訴にかかる戸別訪問の公訴事実が同じ日の うちに右A方への訪問の前後にわたつてなされた同じ町内の他の一二名の者(合計ーー戸)に対し右同様戸々に訪問したとするものであつたことを併せ考えると、捜査機関が所論のような特別の意図をもつて被告人らを捜査し本件を探知したもので はなく、偶々認知した被告人らの行動をきつかけとしてその後の通常の捜査によつ てたやすく全容を把握したものと推認するに難くなく、原審公判調書中証人D、同 Eらの各供述記載部分を含む関係証拠に照しても、本件捜査の過程において捜査官 が全日本民主医療機関連合会やF病院あるいは日本共産党を敵視し、 圧するため違憲、違法な捜査を行なつたことを窺わせる事情は何ら認められない し、また前掲証拠によれば被告人が氏名不詳の二名の女性と共謀のうえ、本件当日

第三 控訴趣意中、公選法一三八条一項の戸別訪問禁止規定は、憲法の基本原理 や憲法の諸規定に違反する等の多岐にわたる主張(控訴趣意書第三、第四、同補充 書その二、三)について

所論にかんがみ検討すると、わが国における選挙運動としての戸別訪問の禁止は選挙腐敗の防止を理由として設けられた大正一四年の衆議院議員選挙法をもつて嚆 矢とし、昭和二二年二月成立した参議院議員選挙法においてその禁止規定が廃止さ れたが、同年三月には再びそれが採用されることとなり、その後昭和二五年五月-日施行の現行公職選挙法に引き継がれ、同法一三八条一項に、「何人も選挙に関 し、投票を得若しくは得しめ、又は得しめない目的をもつて戸別訪問をすることは できない。」と規定され、同時に同条項但書に「公職の候補者が親族、平素親交の 間柄にある知己その他密接な間柄にある者を訪問することはこの限りでない。」旨の例外規定および演説会場の告知や政党の名称を告知する等の行為を戸別訪問禁止 の行為とみなす旨の第二項の規定が設けられたが、右但書の規定も、「この例外規 定を利用した脱法行為のため選挙人としては一面識もない候補者、選挙運動者が自 宅や勤務先を訪ねてきて迷惑を受けることが少くなく、候補者においても多少なり とも関係のある選挙人に対してはもれなく戸別訪問をしておかなければ選挙の結果 不利益を蒙るおそれがあるとして必要以上に戸別訪問をすることを余儀なくされる という弊害が生じた」等の理由で昭和二七年に削除され今日に至つているものであ るところ、右にいう戸別訪問は、その手段方法となつている言論の内容から言えば、候補者またはこれを行う者において選挙人に対し、自己又は自己の支持する候 補者やその所属政党の政見、政策などを提供宣伝し、自己に投票し又はその選択す る特定の候補者に投票し若しくは投票しないよう勧誘、説得、依頼し、自己あるい は自己の支持する候補者、政党の政見、政策と異なる政策等を批判し、 これを支持 する政党、候補者を批判する表現行為であるから、その表現内容は憲法二一条にいう表現の自由に含まれることはいうまでもなく、他面国民は選挙権の保障によつ て、国政への参加の機会を持ち、ひいて政治的活動の自由や選挙運動の自由をも保 障されている、と解されるから、戸別訪問の一律的な禁止は政治的な言論の表現行 為及びそれによる選挙運動の自由を制約するものとして憲法二一条の規定に抵触す る疑いがあり、憲法前文、一五条の関係でも問題となるものといわなければならな い。

しかしながら、いかなる憲法上の権利、自由ももとより絶対無制限ではなく、憲法一二条及び一三条に照し公共の福祉の立場からする制約に服すことは明らかであり、ことに選挙運動についてはそれが多数候補者、政党によつて一定の期間内に同時に行われることを考えると、公選法一条にもいうように「選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明かつ適正に行われることを確保する」ために必要な合理的規制を内在的に保有するものと解せられるから、選挙の公明適正を確保するため、選挙人の自由を損うおそれのある手段方法による選挙運動については、必要にして登りな制限を加えることも憲法上許されないわけのものではないといわなければならない。

〈要旨第一〉ところで公選法一三八条一項は戸別訪問を一律に禁止するものである ところ、戸別訪問で豫想される前示の〈/要旨第一〉ような選挙に関する特定候補者、 政党についての表現行為は、現行公選法のもとにおいては、個々面接、電話による 依頼、数量回数の制限のもとでのはがき等の文書やラジオ、テレビの政見放送によ る方法、立会演説会の開催など各種の手段方法によつて行うことが許されているか ら、戸別訪問の禁止は、右の候補者等についての表現内容そのものを禁止しようと するのではなく、それらについての表現行為の手段方法のうちの一つを制限しているに過ぎないものということができ、これを選挙運動の面から見てもまた同様に考えることができる。したがつて右の禁止が合理的理由により必要な限度に止まるものである限り実法ニータ 一五条に造りするようではないよいるできる。 のである限り憲法二一条、一五条に違反するものではないというべきである。そして公職の選挙のたびごとに買収事犯等各種の選挙犯罪が跡を絶たないことは顕著な 事実であり、現状のもとで一般公衆の目に触れない場所において選挙人と直接対面 して行われる戸別訪問が許容されるときは、その機会を利用して買収、威迫、利害 誘導等選挙の自由、公正を害する行為が行われる相当の蓋然性があり、また候補者の側でも他候補者との対抗上訪問回数を競うことになつてその煩に耐えられなくなるなど選挙運動の実質的公平を害するおそれがあり、さらに選挙人としても全く未 知の候補者等から累次の訪問を受け家事その他の業務が妨害され、私生活の平穏が 害されるおそれもあり、なお経済力、組織力、動員力に勝る候補者が有利となり候 補者間の選挙運動の実質的平等を保持し難くなる危険性があるなど戸別訪問に伴な い種々の弊害が発生する蓋然性のあることはこれまでの論議や経験に照してこれを 否定し難く、かくては選挙の自由公正の確保は困難となると解せられるから、関係 証拠によれば戸別訪問禁止の立法過程の当初ではその理由として戸別訪問行為は議員候補者の品位を害するというような、現在では戸別訪問を一般的に禁止する根拠としては薄弱な理由も挙げられていたことが認められ、また選挙運動としての戸別 訪問には前示候補者、政党の政見、政策が直接の対話を通じて選挙人にその判断材 料として提供され、相互に討論し批判して理解を深める機会が与えられる等の利点 のあることも認められるけれども、全国的に見る場合に個人が政治的意思を決定す るについて必ずしも討論を好まず、時に血縁や地域的な結び付きに流れる傾向も残存しているわが国民性をも併せ考えると、現時点においては、戸別訪問の禁止により前示の投票依頼等の政治的言論を内容とする表現行為及びそれによる選挙運動の 各一態様が制かされるという表現の自由と選挙運動の自由に対する制約の程度並び にそれによつて失われる前示の利点と、戸別訪問の禁止により選挙の自由及び公正 が維持増進される程度並びにそれによつて前示弊害が除去されることによる利益と をそれぞれ比較衝量すれば、前者による制約はそれ以外の方法による政治的意見の 表現や選挙運動をも制約するものではないのに対し、後者すなわち禁止による利益 は選挙の自由及び公正の維持増進という国民の基本的な権利に関する重要かつ積極 的なものであるということができ、したがつて得られる利益は失われる利益に比してより重要であり、右禁止の必要もあるとした立法府の判断は未だ合理性を欠くに 至つているものとは認められないから、以上の観点からすれば公選法一三八条一項 の戸別訪問禁止の規定が合理的理由を欠き必要の限度を超えた表現及び選挙運動の 自由の規制ということはできず、右規定が憲法前文、一五条、二一条に違反するとする所論は採用することはできない。 以上に関し、所論は、前叙の戸別訪問による弊害論はいずれも理由がないものと

の規定に基づき設置された区長候補者選定に関する特別委員会の設けた投票管理委 員会と立候補者との間で、買収、饗応及び他の立候補者を誹謗、中傷しないこと等 を協定しその旨の協定書を取り交したほかは戸別訪問禁止等の規制を設けないで区 長候補者になろうとするために行われる運動がなされたところ、投票資格者は区民 投票の公正の確保に関し投票管理委員会に意見を申し出ることができると定められ ていたにもかかわらず、右の投票においては買収、饗応等も含めて公選法上実質犯 に属する選挙違反行為に該る前記条例にいう区民投票の公正を阻害する不正行為が なされた旨の申し出は一件もなされず右区民投票が一般の選挙の場合に比し公明に 行われたことはこれを窺うことができるのであるが、それは右区民投票が住民運動 賛否をめぐる数々の論議の末テストケースとして区民はもとより報道 関係者や多数の有識者等の関心と注視のもとで行われたこと、これに伴なう候補 者、運動員側の自覚に加え、右区民投票において多数を得たものがそのまま区長に 選任されるのではなく、区議会が区長候補者を選定する際の参考とされるにとどま つたこと等の諸事情によるところもまた大きかつたと認められ、なお前示のように 右区民投票においてはもともと買収、饗応等の不正行為がなかつたと認められ、買 収等の不正行為は多発したが戸別訪問の機会になされた不正行為はなかつたという 訳でもないのであるから、右区民投票の事例は選挙運動に関する一の実験的試みと いうべきではあるが、これをもつて直ちに戸別訪問の機会に買収等がなされる懸念 のないことが実証されたとはいい得ないことも明らかであり、さらに証人Iの当公 判廷における供述を含む関係証拠によれば、英国における選挙制度や選挙運動、とくにそのための法制定を経て腐敗行為根絶に至る歴史の過程において一議員から戸 別訪問(キャンバシング、個々面接、投票の勧誘、登録運動等を含む)を一般的に禁止すべきであるという修正案が提案され圧倒的多数で否決されたことがあつたほかは戸別訪問を一般的に禁止した立法ないしその企てがなかつたことなどは我国に おける選挙運動を論ずるにあたつて十分参照されるべきものではあるけれども、そ れが国民性、国情、選挙制度等を異にする我国に直ちにそのままあてはまるもので はなく、前掲 I 証人ももとより選挙に対処する仕方に国民性の相違があることを否 定している訳ではなく、その是非は別として、理性的であるよりも情趣的傾向が強く、一般公衆の目に触れない場所における未知の訪問者との対話に慣れておらず、 とくにそのような状況のもとでは相手方の不條理な要求に対しても明確に拒絶することを躊躇する我国民の心性、地域によつては未だいわゆる地縁、血縁の結びつきが強い閉鎖的な社会が相当に存在することを否定することができない現実、欧米諸国においては政党本位の選挙運動が徹底しているのに対し、我国においては個人本 位の選挙運動がなされていることなど経験上明らかなこれらの諸事情は、同一選挙 区における同一政党からの複数候補者の立候補を許す中選挙区制や独特の政治資金 規制とも相まつて、戸別訪問を許容するときにはその機会を利用して買収その他の 不正行為がなされ、その他前示の諸弊害を生ずる蓋然性が相当程度に存することを 推測させるに足りるものであり、我国と事情を異にする英国における選挙と戸別訪 問をめぐる前示の考証をもつて戸別訪問に伴なう弊害が杞憂にすぎないことを実証 するものということのできないことも明らかである。そして近時選挙制度審議会、 選挙管理委員会、自治省等の意見や一般新聞報道にも戸別訪問の解禁ないし自由化 が強調されて来ているところではあるが、これまたより適切妥当な立法上の改正を 指向するに止り、そのことから直ちに戸別訪問の禁止が前示弊害と関連性のないこ と、すなわち合理的理由を欠いて違憲であることを示すものとすることのできないこともいうまでもないから、所論はいずれも採用の限りでない。 _ また所論は、公選法一三八条一項、二三九条三号の刑罰による戸別訪問禁止は表

状態におかれるのであるから、この弊害のみを防止する目的で表現の特定の手段方法を禁止するに止まる規制については、表現内容自体の規制が正当化されるような 弊害よりもはるかに小さく、軽い程度の弊害しか危倶されないときでも、それは正 当化されるものと解され、したがつて右の禁止が憲法に違反しないかどうかを判断 するについては、この種審査に一般に用いられる方法、すなわち禁止の目的、その 目的と禁止される行為との関連性、とくにその禁止が当該目的を達成する手段とし て有する必要性・有効性及びこの禁止によつて得られる利益とそれによつて失われ る利益との均衡について検討し、それらに合理的理由があり、かつ必要な限度を越 えないかどうかにより判定すれば足るとすべきであるから、右の場合には、表現内 容自体の規制の合憲性判断の基準として論ぜられる「明白かつ現在の危険」「のつ びきならない必要性」「より制限的でない他の選びうる手段」等の原則、すなわ もたらされる弊害が直接的、具体的であることが明確にされ、禁止することも やむをえないと認められる限度でのみこれを合憲とする基準は適用はないと解すべ きであり、また複雑にからみ合う政治情勢や次第に変動する国民の政治意識のもと での多数の人の多様な行動を予測しこれを適正に規制しようとするための規制手段と目的との関連性及びその手段の必要性を判断するには、その前提として複雑で微妙な事実認識が要求されるものの、それについてまでも裁判所の独自の認定に委ね るのは必ずしも適当ではなく、その点は立法府の判断を尊重し当該目的を達成する ために立法府が調査し採用した手段について合理的な関連性があるかどうかのみを 審査することで足るとすべきでもあるところ、前叙のように、公選法一三八条一項 は、表現の内容自体の規制を図るものではなく、投票依頼等という表現行為の手段方法の一つを制限するに過ぎないと認められ、一方戸別訪問が行われることによっ で予測される選挙の自由公正を害する弊害の発生する蓋然性は決して小さなもので はなく、その弊害の程度も表現行為の手段方法の一つに過ぎない戸別訪問の禁止を 正当化するに足らないほど軽小ということもできないから、この間の憲法判断につ いて所論の原則(基準)を適用しそれを前提として違憲をいう論旨もまた採用する ことはできない。

。また所論は、公選法一三八条は、(一)選挙運動を目的とする戸別訪問だけを禁止するから選挙運動をする人とそうでない人を分類し前者のみの市民的自由を規制するものであり、また(二)この禁止は電話、印刷機、特別な弁論能力など表現手段に恵まれた者とそうでない者とを受るが、特別な弁論能力などさせるから平等保護条項によるに対象者であるに拡大する結果を生じさせるから平頃に違反する、というのであり、その意味で憲法一三条、一四条一項に違反する、というのであるであり、その意味では国民のすべてに平頃に対象者に対象者に対象者に入れているは、本来明確はようによる自体移動性のあるとするといるのによるものであり、本来明確な基準であるが、についても所論のいう分類はその前とがあるとすのであるとすのであり、本来明確な基準直接を表してはその前提を欠くから、結局所論はいずれも採用できない。

本件戸別訪問行為が、老人・乳幼児医療公費制度等を実現するために地域住民の声を政治の場に反映させようとしての活動等であり、買収等の不正行為のおそれはなかつたとしても、被告人が投票依頼の目的に出たものである限り、公選法一三八条一項、二三九条三号の適用を免かれるものでないことは明らかでそれが適正手続を保障した憲法三一条に違反するものとも到底認められない。

以上のとおりであるから、近時の国民の政治的意識の進展、高揚の状況にかんがみ、戸別訪問の禁止はこれを解除すべきか否かにつき選挙区制や政治資金規制等の改善のための検討と併せ早急な立法上の検討が望まれるところではあるが、それが違憲であるとする所論は結局採用するに由なく、論旨は理由がない。よって、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却し、当審における訴訟費用は刑訴

よつて、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却し、当審における訴訟費用は刑訴 法一八一条一項本文を適用してこれを全部被告人に負担させることとし、主文のと おり判決する。

(裁判長裁判官 千葉和郎 裁判官 永井登志彦 裁判官 中野保昭)